



引っ越しに伴う各種手続きは忘れずに!

住民登録の手続き

市民課 (内線1153)

市外へ転出するとき

転出するときには、市民課または各支所で発行する転出証明書が必要です。

転出先の住所を確かめ手続きにお出かけください。

▼印鑑登録をされている方

転出 (予定) 日で登録は廃止になりますので、印鑑登録証 (カード) をお返しください。

▼国民健康保険に加入されている方

転出 (予定) 日の翌日で岡谷市の資格がなくなりますので、保険証をお返しください。

市外から転入したとき

転入した日から14日以内に転入届をしてください。

転入届には、転出証明書 (前住所地で発行されたもの)、国民年金手帳 (国民年金に加入されている方) が必要です。

市内で転居するとき

新しい住所に住みはじめた日から14日以内に転居届をしてください。

新しい住所を確かめ手続きにお出かけください。

国民健康保険の手続き

健康推進課 (内線1186)

就職、退職、また進学のため親元を離れるなど、国保の資格に変更がある方は、14日以内に保険証、印鑑、手続きに必要な証明書等を持参のうえ、健康推進課または各支所に届け出てください。

水道の手続き

水道管理課 (内線1417)

転入、転出または市内転居など住所変更の際には、水道管理課 (市役所4階) に必ず届出をしてください。(電話での受付もして

おります)

アパートなどにお住まいの方が転居する場合は、まず、大家さんや管理会社と届出をどうする (名義変更する、または閉栓する) か相談して届出をお願いします。

転校の手続き

学校教育課 (内線1454)

住所変更に伴う転校の手続きは、可能性のある場合も含め、早めに学校に連絡をしてください。
なお、岡谷市内の学区 (通学区域) は行政区によって決まっています。住所変更したときには、通学する学校が変更になる場合もあります。

軽自動車の手続き

税務課 (内線1123)

市外へ転出される場合、軽自動車の住所変更手続きが必要です。原動機付自転車・小型特殊自動

電気の手続き

引っ越しの手続きは、お早めにお申し込みください。

その際、「電気ご使用料のお知らせ」・「電気料金領収証」をご用意ください。

インターネットでのお申し込みもご利用いただけます。

(<http://www.chuden.co.jp/>)

中部電力(株)諏訪営業所

※直通電話をご利用ください

▽引っ越し等の申込み

☎27-8282

▽電気料金の問合せ

☎26-8411

※営業時間

午前8時30分～午後5時10分

『お引っ越しサービスコーナー』をご利用ください！

岡谷市役所で転入、転出、転居等の手続きをされた方が、電気、電話、ガスなどの公益事業の加入・移設手続きが一括してできる『お引っ越しサービスコーナー』を開設します。

■内 容

参加企業等	受付事項
岡谷郵便局	転入届、転居届
NTT東日本長野支局	電話の移転・休止の申込み
NHK松本支局	住所変更、衛星放送申込み、口座振替手続き
中部電力(株)諏訪営業所	開始・廃止手続き
諏訪ガス(株)	開栓・閉栓手続き
LCV(株)	有線テレビなどの加入・解約手続き、設置場所変更、名義変更、口座振替手続き
岡谷市水道部	開栓・閉栓、名義変更、口座振替手続き

▷印鑑、領収証をお持ちください。

▷口座振替手続きをされる方は、貯金通帳と通帳使用印鑑をお持ちください。

▷水道開栓手続きをされる方は、手数料3,400円をお持ちください。

■開設期間 3月17日(月)～4月4日(金)
【土・日曜日、祝日は除く】

■開設時間 午前9時～午後4時(参加企業により若干前後します)

■開設場所 市役所1階市民ホール

※詳しくは、
市役所市民課

☎23-4811

(内線1151)

FAX 23-4817

▶▶▶ 岡谷駅前出張所をご利用ください ◀◀◀

引っ越しシーズンは、転出入等の届で市民課窓口の混雑が予想されます。

戸籍、住民票の写しや印鑑登録証明書、個人にかかる税証明書については、岡谷駅前出張所をご利用ください。 問合せ 岡谷駅前出張所 ☎21-7110・FAX 21-7111

環境清掃課からの
お知らせ

引っ越しのシーズンです

ごみ減量にご協力を！

問合せ
・岡谷市清掃工場
☎22-7040
・環境清掃課
☎23-4811
(内線1920・1921)



大量のごみ

(事前に連絡を！)

可燃ごみ・不燃ごみで大量のものは、指定袋に入れ、直接清掃工場へ持ち込んでください。ふとん、カーペットは清掃工場へ持ち込めば処理できます。

リサイクルできるものは分別を



紙類・布類・びん類・缶類・金属は、ルールに従い、定位置へ出してください。

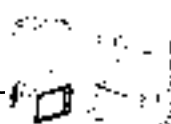


粗大ごみ

家電製品・ストーブ・家具・タイヤなど
専門の業者に直接依頼してください。(有料です)

※使用可能なものはお友達に譲るか、リサイクルショップへ

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン



家電販売店等にご相談のうえ
リサイクルしてください。

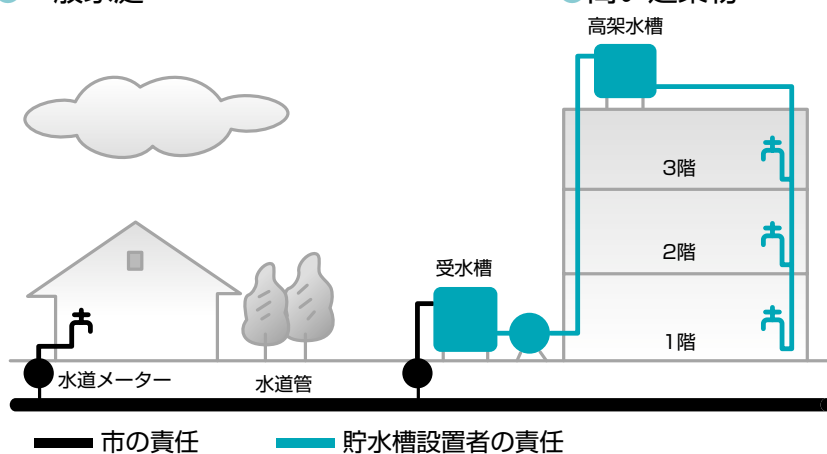
貯水槽水道ってご存知ですか？

～貯水槽水道の適正な管理について～

貯水槽のしくみと水質管理責任の範囲

● 一般家庭

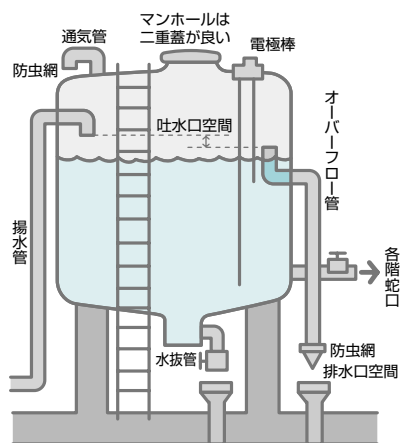
● 高い建築物



※受水槽から先の水質および施設の管理責任は貯水槽設置者の責任

学校、病院、ビル、アパート等の多くは、水道水を受水槽、高架水槽を通じて給水しています。このような施設では、管理が不十分ですと水道の水が汚れる場合があります。受水槽を設置している方（事業所）は、受水槽の適切な管理をお願いします。また、受水槽に入るまでの水質は水道事業者（市）が管理していますが、受水槽以降はその設置者（その建物の所有者）が責任をもって管理することになっています。

主な高架水槽の構造



※小さいビルやマンションのなかには高架水槽のないところもあります。

【貯水槽水道とは】

水道事業者（市）から供給される水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、建物の利用者に飲み水として供給します。この受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽（貯水槽水道）といいます。

従来「受水槽の有効容量の合計が10³m³を超える水道施設」は、簡易専用水道として管理基準が水道法により定められていますが、今回の水道法の改正により「受水槽の有効容量が10³m³以下の水道施設」も、簡易専用水道以外の小規模貯水槽水道として市の水道事業給水条例および施行規程で管理基準を定め、平成15年4月1日より施行いたします。

従来から法規制あり

貯水（有効容量）が10m³を超えるもの
簡易専用水道

今回から条例規制あり

貯水（有効容量）が10m³以下のもの
小規模貯水槽水道

いつでも安心な水を飲むために

蛇口をひねれば出てくる安全な水道水。こんな当たり前のことも、日ごろの管理を怠ると大変な事故につながることもあります。正しい管理の仕方を知って、私たち自身で安全な水を守りましょう。

【小規模貯水槽水道の管理】

貯水槽の設置者は、正しい管理を行ってください。

▼貯水槽の清掃

年に1回以上、定期的に行ってください。清掃は専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましいとされています。



▼水質検査の実施

各家庭の蛇口から出る水の水質検査（水の色、濁り、臭い、味）を定期的に行ってください。異常があった場合は、必要な水質検査を行い、安全を確認してください。



▼貯水槽の点検

水が有害物や汚水等によって汚染されることがないように、定期的に点検を行ってください。



▼定期的な受験

毎年1回以上定期的に、蛇口における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質検査を行う必要があります。



残留塩素測定

▼給水停止および利用者への周知

蛇口での水質検査の結果、水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、その水を飲まないよう関係者に知らせなければなりません。

貯水槽は日ごろからの管理が大切です

貯水槽は設置者の個人施設であり、設置者の費用負担で適正に管理することが義務となっております。安全な飲料水で日常生活を暮らすために、適正な貯水槽水道の管理をお願いします。

なお、市水道部では、貯水槽水道の設置状況を把握するため、設置者のみなさまに「貯水槽水道（受水槽）設置確認書」をお送りいたしました。

3月14日（金）までにご提出いただきますようご協力よろしくお願いします。

※ご不明な点は、水道施設課 給水担当まで
（☎ 23-4811 内線 1423～1425）

こんなことに気付いたら設置者にご相談ください

★自分でできる水質チェック

無色透明なガラス製のコップに蛇口から水を取り、肉眼で検査してください。

◇色がついている

- 赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食の可能性あり
- 青い水 銅製の水槽や銅管の腐食の可能性あり
- 白い水 空気、亜鉛メッキ銅管の腐食の可能性あり

◇濁っている 水槽が汚れている可能性あり

◇臭いがある

水槽が汚れているか、水槽に汚染物質が混入している可能性あり

◇味がある 水槽の汚染や給水管の腐食の可能性あり